

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進 に関する法律案に対する修正案要綱

第一 情報通信技術の活用等の追加

- 一 副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、情報通信技術（デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。二において同じ。）その他の先端的な技術の活用を図りつつ行われるものとする旨を追加する。（第3条第5項関係）
- 二 国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするために国及び地方公共団体が講ずる施策の例示として、「情報通信技術を活用した行政の推進」を追加する。（第12条関係）
- 三 首都中枢機能代替地域（※）がその機能を十分発揮することができるようにするために国が講ずる施策の例示として、「官民データ（官民データ活用推進基本法第2条第1項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備」を追加する。（第13条関係）

※ 副首都についても、国は、第13条の施策を講ずるものとされている（第19条）

第二 国会に対する報告に関する規定の追加

- 一 政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならないとする規定を追加する。（第8条新第2項関係）
- 二 政府は、集中推進期間における副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況の検証の結果を国会に報告しなければならないとする旨を追加する。（附則第3条第2項関係）